

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>和光市新倉五丁目二〇〇三番三地先から朝霞市大字根岸字下手町四八八番一 地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年三月十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成四年十一月二十七日付埼玉県告示第千六百十九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八七〇・〇〇メートル</p>